

【公開版】

有毒ガス防護に係る申請対象及び申請書・整理資料への反映について

1. はじめに

有毒ガスに対する影響評価及び対策は既許可にて確認済みであるが、規則等において、制御室等への有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置を設置する要求が追加されたこと、及び有毒ガス防護に係る影響評価ガイドが策定され、有毒ガスが施設の安全性を確保するために必要な要員（運転員及び重大事故等の対処要員）の対処能力に影響を与えないことを評価するための方法が具体化されたことから、再処理事業変更許可申請を行う。

2. 有毒ガス防護に係る申請において確認した内容

今回の申請にあたって確認した内容は、以下の2点である。

- ① 事業指定基準規則第二十条第3項第1号及び第二十六条第2項の追加要求事項に対する適合性
  - ・ 制御室等の有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置は、再処理施設に  
対象となる有毒ガスの発生源が存在しないことから、設置不要であること
- ② 既許可における有毒ガス防護対策の妥当性確認
  - ・ 既許可において確認した有毒ガスに対する影響評価結果が、影響評価ガイド  
に基づき評価した場合でも、妥当であること

3. 申請対象及び申請書への反映方針

今回申請にあたって確認した内容のうち、以下に該当するものを申請対象とし、申請書へ反映する。

- ① 新規要求であるもの（審査対象）
  - ・ 事業指定基準規則第二十条第3項第1号及び第二十六条第2項の追加要求
- ② 既許可で考慮した内容であるが、審査基準で新たに明確化されたもの（申請書での記載の明確化）
  - ・ 「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び  
拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査  
基準」の1.0(4)における有毒ガス防護に係る措置
- ③ 既許可で対策等が不足していると判断したもの（審査対象）
  - ・ 現時点では対象なし

4. 整理資料への反映

- (1) 以下については既許可から設計方針に変更がないが、運用段階で明確にすることから、整理資料に明記する。
  - ・ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガス発生源

- ・ 資機材配備に関する具体的内容（防毒マスクの種類や数量）
- ・ 敷地内可動源、敷地外固定源からの有毒ガス及び予期せず発生する有毒ガスに対する立会人の配置や外部からの連絡等による検知等の具体的な手順及び体制
- ・ 敷地内可動源からの有毒ガスに対する終息活動のための手順及び体制
- ・ 予期せず発生する有毒ガスに対するバックアップ供給体制 等

(2) 現在、有毒ガス防護に係る整理資料は、影響評価ガイドに即した構成としているが、既許可にて確認済みであることを踏まえ、影響評価ガイドに基づく評価結果を該当する条文ごとにまとめる（下図参照）。

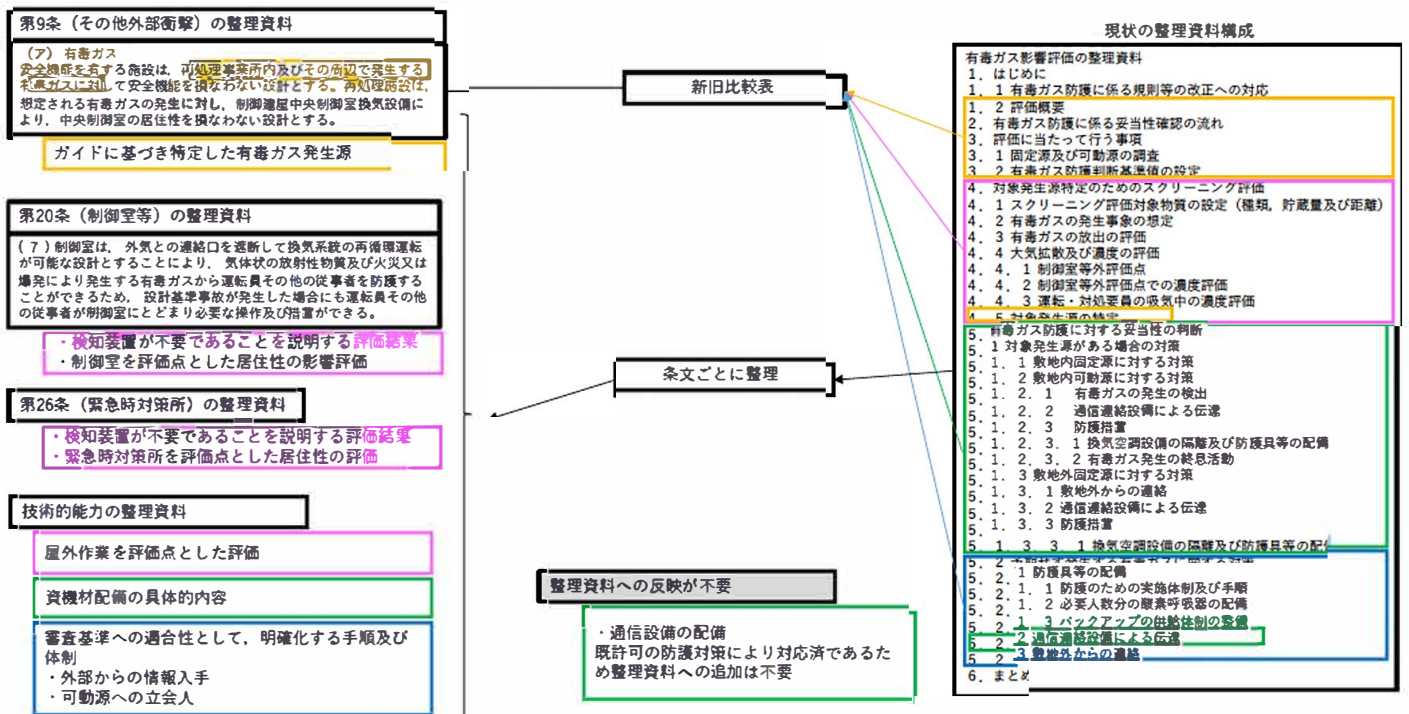


図 整理資料構成案

以上

## 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

<p>(制御室等)</p> <p>第二十条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従（事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p><u>一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置</u></p> <p>二 (略)</p> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p><u>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</u></p>
---

## 使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準

<p>Ⅲ 要求事項の解釈</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項の解釈</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>【要求事項】 (略)</p> <p>【解釈】</p> <p>1 手順書の整備は、以下によること。</p> <p>a)～f) (略)</p> <p><u>g) 有毒ガス発生時の制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員及び重大事故等対処上特に重要な操作（常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続をいう。）を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護に関し、次の①から③に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>① 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。</u></p> <p><u>② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、制御室の運転員及び緊急時対策所における重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。</u></p> <p><u>③ 事業指定基準規則第47条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。</u></p>
--